

燃料費調整制度における基準調整単価届出書

客企料第5号
令和元年8月28日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 池 辺 和 弘

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第43条第4項の規定により、別紙のとおり燃料費調整制度における基準調整単価を定めたので届け出ます。

燃料費調整制度における基準調整単価

[第43条第4項関係]

以下のとおり契約種別ごとに基準調整単価を定めた。

区分および単位	基準調整単価
1. 定額制供給の場合	円
(1) 定額電灯および公衆街路灯A	
電灯	
10ワットまでの1灯につき	0.530
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.059
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.119
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.179
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5.298
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5.298
小型機器	
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.583
50ボルトアンペアをこえ	
100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1.583
(2) 臨時電灯A	
1日につき	
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.043
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.086
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.086
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.854
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.854
(3) 臨時電力	
契約電力1キロワット1日につき	0.898
(4) 農事用電力B (脱穀調整需要)	
1日につき	
契約電力0.5キロワット	0.224
契約電力1キロワット	0.449
契約電力2キロワット	0.898
契約電力3キロワット	1.346
契約電力4キロワット	1.795
契約電力5キロワット	2.243
2. 従量制供給の場合	
1キロワット時につき	0.136

燃料費調整制度における基準調整単価

〔第43条第4項関係〕

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限る。）の算定における基準調整単価は、以下のとおりとする。

区分および単位	基準調整単価
1. 定額制供給の場合	円
(1) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯	
10ワットまでの1灯につき	0.521
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.040
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.080
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.121
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5.201
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5.201
小型機器	
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.554
50ボルトアンペアをこえ	
100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.107
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1.554
(2) 臨時電灯A	
1日につき	
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.042
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.084
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.084
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.838
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.838

区分および単位	基準調整単価
	円
(3) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	0.881
(4) 農事用電力B (脱穀調整需要)	
1日につき	
契約電力0.5キロワット	0.220
契約電力1キロワット	0.441
契約電力2キロワット	0.881
契約電力3キロワット	1.322
契約電力4キロワット	1.763
契約電力5キロワット	2.202
2. 従量制供給の場合	
1キロワット時につき	0.134